

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限(工事落成の期限の延長があったときは、その期限)経過後2週間以内に電波法第10条(落成後の検査)の規定による工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けるか。電波法(第11条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。
- 2 無線局の免許を拒否される。
- 3 無線局の予備免許を取り消される。
- 4 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。

[2] 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法(第13条)及び電波法施行規則(第7条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 固定局の免許の有効期間は、 A とする。
- ③ 特定実験試験局の免許の有効期間は、 B とする。
- ④ 実用化試験局の免許の有効期間は、 C とする。

	A	B	C
1	3年	目的を達成するために必要な期間	2年
2	3年	当該周波数の使用が可能な期間	1年
3	5年	当該周波数の使用が可能な期間	2年
4	5年	目的を達成するために必要な期間	1年

[3] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法(第31条及び第37条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 3 空中線電力100ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない(注)。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **A** から許容することができる最大の偏差をいい、 **B** で表わす。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて^{ふく}輻射され、及びその下限の周波数未満^{ふく}において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **C** に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 **C** の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

	A	B	C
1	特性周波数の割当周波数	100万分率	0.5パーセント
2	特性周波数の割当周波数	100万分率又はヘルツ	0.1パーセント
3	特性周波数の基準周波数	100万分率又はヘルツ	0.5パーセント
4	特性周波数の基準周波数	100万分率	0.1パーセント

[5] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて **A** の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が **A** の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と **B** の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が **C** 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。

	A	B	C
1	他の無線設備	利得及び能率	4ミリワット
2	他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット
3	重要無線通信に使用する無線設備	電氣的常数	4ミリワット
4	重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4ナノワット

[6] 次に掲げる無線設備の技術操作のうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる技術操作に該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ未満の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 2 テレビジョン基幹放送局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
- 3 陸上の無線局の空中線電力10ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）の技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第52条、第53条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 B は、免許状等（注）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

注 免許状又は登録状をいう。

- ③ ①又は②の規定に違反して無線局を運用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 目的又は通信の相手方 若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 目的又は通信の相手方 若しくは通信事項	電波の型式、周波数及び 空中線電力	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 目的又は通信事項	電波の型式及び周波数	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 目的又は通信事項	電波の型式、周波数及び 空中線電力	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[8] 次の記述は、非常通信の意義について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、電気通信業務の通信を利用することができないときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 2 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生した場合において、有線通信を利用することができないときに総務大臣の命令により人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 3 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の B の指定を変更し、又は C の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ② ①の規定により C の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	電波の型式若しくは周波数	人工衛星局
2 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線局
3 電波の規整その他公益上	電波の型式若しくは周波数	無線局
4 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局

[10] 次に掲げる事項のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

[11] 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **A** 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。

	A	B	C
1	臨時に	その電波の質の測定結果を報告	その旨を通知
2	臨時に	電波を試験的に発射	①の停止を解除
3	3箇月以内の期間を定めて	電波を試験的に発射	その旨を通知
4	3箇月以内の期間を定めて	その電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除

[12] 次の記述は、無線局の免許が効力を失ったときに免許人であった者が執るべき措置について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **A** にその免許状を **B** しなければならない。
- ② 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める **C** 。

	A	B	C
1	10日以内	返納	電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない
2	10日以内	廃棄	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置を講じなければならない
3	1箇月以内	返納	電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない
4	1箇月以内	廃棄	他の無線局に混信その他の妨害を与えないために必要な措置を講じなければならない